

宇和島税務署からのお知らせ

平成28年分の申告からマイナンバーの記載が必要です

☎ 宇和島税務署 ☎0895-22-4511

確定申告手続きにおけるポイント

税目	記載対象	一般的な場合の提出時期
所得税	平成28年分以降の申告書	【平成28年分の場合】 平成29年2月16日から3月15日まで
贈与税	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書	【平成28年分の場合】 平成29年2月1日から3月15日まで
消費税	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書	【平成28年分の場合】 平成29年3月31日まで

書面で申告書や申請書等を提出する際に、本人確認が必要になります。

税務署では、なりすましを防止するため本人確認(番号確認及び身元確認)を行いますので、マイナンバーを記載した申告書等を提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

※郵送で提出する場合には、本人確認の書類の写しの添付が必要です。

【本人確認を行うときに使用する書類の例】

例1 マイナンバーカード

(表面)



(裏面)



※マイナンバーカードの写しで本人確認を行う場合は、表面および裏面の写しが必要です。

例2 通知カード



+

身元確認書類

運転免許証、公的医療保険の被保険者証などのうち、いずれか一つ

【参考】マイナンバーカードでe-Taxが利用できます。

※ マイナンバーカードを利用してe-Taxにより申告等手続きを行う場合の重要なお知らせをe-Taxホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp>) に掲載しています。

国 税 に 関 す る
マイナンバー制度の
最 新 情 報

国税庁ホームページのトップページ上段の
[社会保障・税番号制度<マイナンバー>](http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm)
ををクリックしてください。
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

